

北海道土木技術会コンクリート研究委員会規約

第1条 (名称)

本会は北海道土木技術会コンクリート研究委員会（以下「委員会」という）と称する

第2条 (目的)

委員会はコンクリートに関する調査・研究を通じて北海道における土木事業ならびに土木技術の進展を図ることを目的とする

第3条 (事業)

委員会は前条の目的を達成するために次の事業を行なう

1. コンクリートに関する調査、研究
2. 講習会などの開催によるコンクリート技術の向上及び普及
3. その他委員会の目的を達成するために必要な事項

第4条 (事務局)

委員会の事務を処理するために事務局を置く

第5条 (委員会の構成)

委員会は賛助会員による推薦者と委員会の主旨に賛同した会員により構成される

第6条 (総会)

総会は原則として毎年5月に開催する また、必要に応じ委員長がこれを召集する
総会において次の事項の承認を受けるものとする

1. 事業報告及び決算
2. 事業計画及び予算
3. その他重要な事項

第7条 (役員)

委員会に次の役員を置く

委員長	1名
副委員長	3名
事務局長	1名
常任委員	若干名
会計監査	2名

委員長の任期は2年とし、再任は妨げない

但し、再任の場合は一期年を原則とする

他の役員の任期は2年とし、再任は妨げない

任期途中で交代が生じた場合は新役員が残留任期を引き継ぐものとする

必要に応じて委員長専決により、事務局次長を置く事ができる

第8条 (役員の選出)

委員長は北海道土木技術会会长の委嘱による 他の役員および委員は委員長の委嘱による

第9条 (小委員会)

委員会の事業を遂行するため必要に応じ小委員会を置く

小委員会には委員長（以下「小委員長」という）を置く

小委員長及び小委員会委員は運営委員会が推薦し委員長が委嘱する

第10条 (運営委員会)

委員会の活動全般にわたる事項を審議するため運営委員会を置く

運営委員会は委員長、副委員長、常任委員、小委員長および事務局長で構成する

第11条 (参 与)

委員会に参与を置くことができる

第12条 (顧 問)

委員会に顧問を置くことができる

第13条 (賛助会員)

賛助会員は委員会の目的及び事業の主旨に賛同し助力する法人及び民間会社とする

賛助会員の入会は運営委員会の推薦を経て委員長が承認し総会に報告するものとする

第14条 (会 計)

委員会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする

第15条 (規約の変更)

規約の変更は運営委員会の議を経て総会の承認を受けるものとする

附則 平成10年5月28日 施行

平成15年5月23日 一部改定

平成16年5月28日 一部改定

平成19年5月25日 一部改定

平成28年6月 8日 一部改定

令和 7年5月28日 一部改定